

医療法人に関する意見書

「これからの医業経営の在り方に関する検討会（第三回）」

意見陳述

法政大学法学部教授

神谷高保

2002年1月16日（水）

目 次

1	前提問題：医療法人と営利法人	1
2	営利法人による医療経営への参入抑制政策の改廃	3
3	医療法人の理事長を医師とする要件の改廃	5
4	医療法人に関する情報公開の促進	6
5	結語	10

この意見書の目的は、(1) 営利法人による医療経営への参入抑制政策の改廃、(2) 医療法人の理事長を医師とする要件の改廃、(3) 医療法人に関する情報公開の促進、という三つの問題について意見を述べることにある。

ただし、これら三つの問題を検討する前に、検討の前提となる問題として、「『社員が持分を有する社団』という形態を採った医療法人」（以下、単に、「社団医療法人」と言う場合がある¹。）を営利法人と評価できるのか、という問題を検討する。

1 前提問題：医療法人と営利法人

1.1 結論と理由

「『社員が持分を有する社団』という形態を採った医療法人」は、営利法人である。

少なくとも、対外的な活動から得た利益を財源とした社員への残余財産の分配が認められているからである²。

¹ 「『持分の定めのない社団』という形態を採った医療法人」については、ここでは取り上げない。平成一三年三月末現在の医療法人数（医政局調べ）34,272のうち、33,593（九八・〇％）が「『社員が持分を有する社団』という形態を採った医療法人」だからである。

² 医療法五六条一項、および、社団医療法人のモデル定款の「…残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。」という規定を参照。

1.2 検討

まず、特定の類型の法人を「営利法人」と評価するためには、その法人において対外的な活動から得た利益を財源とする「利益（剰余金）の分配」がなされていないなければならない。

典型的な利益（剰余金）の分配の方法としては、(1) 対外的な活動から得た利益を財源とする社員への「利益の配当」、(2) 対外的な活動から得た利益を財源とする社員への「残余財産の分配」、(3) 対外的な活動から得た利益を財源とし、社員に理事・監事・使用人等の資格を与えた上で行う、これらの者への「過大な報酬の支払（隠れた利益配当）」、の三つがある³。

客観的に見ると、このような利益の分配を行っている法人では、法人という器そのものが社員による投資の対象となっている。

また、このような法律的な構造の下では、法人の行動に対して何らかのコントロール権を有する者（社員・役員等）に対して、社員以外の第三者から得られた利益が分配されることになる⁴。このような利益の分配は、法人の行動に対するコントロール権を有する者が法人という器を用いて利益を追求するためのインセンティブとして機能している。

社団医療法人では剰余金の配当が禁止されている⁵ものの、(2)の残余財産の分配は認められているので、社団医療法人は営利法人であると評価すべきである⁶。つまり、社団医療法人は、「利益配当の支払」という形での短期的な利益の追求はできない営利法人である、と評価することができる。

³竹内昭夫（弥永真生補訂）『株式会社法講義』二五―二六頁（有斐閣、二〇〇一）

⁴ Henry Hansmann, *The Changing Roles of Public, Private, and Nonprofit Enterprise in Education, Health Care, and Other Human Services*, in Victor R. Fuchs, *Individual and Social Responsibility: Child Care, Education, Medical Care, and Long-Term Care in America* 245, 246 (National Bureau of Economic Research, 1996).

⁵医療法五四条。

⁶このことは、すでに、「医療法人制度検討委員会報告書の概要」六の1（平成六年一月一日）〔第一回検討会・参考資料六頁〕において、次のように指摘されている。

「医療法人の大多数を占める持分の定めのある社団医療法人においては、持分の払戻、残余財産の分配を通じて剰余金の配当が行われる結果となっており、望ましいこととはいえない。」

1.3 関連する問題：社員の持分の評価方法

社団医療法人が営利法人と評価されるべきものである以上、社団医療法人の社員の持分について相続が発生した場合において、その持分を評価するときに、「一般の中小企業の株式の評価方法に準じた評価法により評価する⁷⁾」のは自然なことである。

2 営利法人による医療経営への参入抑制政策の改廃

2.1 結論と理由

株式会社（営利主体）による医療経営への参入を抑制しなければならない程の積極的な理由は存在しないので、参入を認めて良い。

現在参入を認められている社団医療法人も営利法人であり、また、株式会社ならではの利点もあるからである。

2.2 検討

現在、株式会社の形態を利用して新たに病院等を開設することは、認められていない⁸⁾。

しかし、株式会社による医療経営を認めて良い根拠として、次の四つを挙げることができる。

第一に、社団医療法人自体が、営利法人と評価できるので、社団医療法人には医療経営を認め、株式会社には認めないという解釈は一貫していない。

第二に、現在医療経営を認められている 68 の「株式会社の形態の下で営まれている医療機関」について、株式会社形態を採っているがゆえに短期的な利益が追求されているとか、何らかの弊害が生じているといった指摘はない。

第三に、株式会社は社団医療法人よりも、相対的には、より迅速に、医療を受ける者の要求に答えることが可能である⁹⁾。

⁷⁾「第一四五回国会 平成一一年四月二一日（水）衆議院大蔵委員会会議録（抜粋）」第二回検討会・事務局提出資料五頁の森田（好）政府委員の答弁。

⁸⁾医療法七条五項を根拠にしている。

⁹⁾株式会社には、そのために必要な様々な法律的な仕組が用意されている。具体的には、ストック・オプション制度、公開会社における証券市場制度や株主総会制度、監査役と監査役会の下で行われる「医師・医療法人に要求される行動規範」と「法令」を遵守する体制の確立、会社法の改正で導入が予定されている社外取締役の役割、などを挙げることができる。

具体的には、(1) 医療を受ける者の医療経営者に対する意識と要求が急速に変化している場合において、また、(2) 医療技術が急速に進歩しているために、その進歩の速度に合わせてその都度新規かつ高度な医療を迅速に提供しなければならないという場合において、医療法人が実際に提供している医療の水準と医療を受ける者が求めている医療の水準との間に大きな格差が生じているときには、非営利法人よりも営利法人の方が迅速にこの格差を埋めることができると考えられている¹⁰。また、医療を受ける者の満足の度合いも大きいと考えられる。

第四に、営利法人の提供する医療の方が非営利法人の提供する医療よりも割高であるとまでは言えず、営利法人の中でも株式会社の形態を採る医療機関の提供する医療の方が社団医療法人の提供する医療よりも割高であると言うこともできない。

「社団医療法人では利益（剰余金）の配当ができない」という「原因」と、「社団医療法人の提供する医療の方が割安である」という「結果」との間の因果関係¹¹は明確なものではないからである¹²。

¹⁰ Hansmann, *supra* note 4, at 249.

¹¹ 「営利法人である」ということを「原因」として生ずるはずの「結果」として具体的に列挙できるようなものは必ずしも多くない。「営利法人である」ために特定の「結果」が生じていると主張をする場合には、ただ利益を追求しているだけでは実際には大きな利益を上げる優良企業にはなれない、という現実には留意する必要がある。

¹² 第二回検討会・遠藤久夫教授の報告レジュメに添えられた「資料4」の論文「病院経営への企業参入を認めるべきか」の三三頁には、次のような記述がある。

「患者一人当たりのメディケア支出額を営利病院のみの地域（二〇八地域）と非営利病院のみの地域（二、八六〇地域）で差があるかを調べた最近の報告であるが、営利病院地域のほうが非営利病院地域より多くの公的な資金を消費していることが明らかにされた。」

しかし、メディケアの支出額で米国の医療費を代表させることはできないし、患者一人当たりのメディケア支出額の相違が非営利病院であるか営利病院であるかという違いに起因して生じたものである、という点については証明されていない（例えば、母集団の数の違いをどう評価するかという問題もあるし、営利病院のみの地域の患者と非営利病院のみの地域の患者とでは、病院に対する治療要求の内容に差がある、という場合もある。）。

3 医療法人の理事長を医師とする要件の改廃

3.1 結論と理由

医療法人の理事長を医師とする要件を廃止し、昭和六〇年以前の状態に戻すことに賛成する。

「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係の存在はそれほど明確なものではなく、かえって、この理事長要件は、新たな医療法人が医療経営に参入する際の障害となっている可能性もあるからである。

3.2 検討

医療法人の理事長は原則として医師でなければならないとする要件¹³（以下、単に「理事長要件」と言う場合がある。）は、富士見産婦人科病院事件をきっかけとして、「医学知識を有する医師を理事長に就任させることにより、医学知識に基づいた医療法人の経営が行われるようにし、医療法人が提供する医療の内容を適正なものとする」ことを目的として制定されたもの、と理解することができる。

しかし、「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係の存在はそれほど明確なものではない。

そもそも、この理事長要件が新設されたことによって医療法人が提供している医療の内容がより適正なものとなった、ということを示す指標は存在していないようである。

かえって、この理事長要件は新たな医療法人が医療経営に新規参入する際の障害となっている可能性がある。

また、複数の理事がいる医療法人の定款において、理事会が多数決で医療法人の運営・管理について決定し理事長が理事会の決定を代表して執行するという運営・管理の仕組みを採用している場合には、理事長だけに医師であることを要求しても意味はない。理事長ではなく、理事会の過半数の理事が医師であることを要件としなければならないはずである。

さらに、理事長要件を緩和した内容を見てみると、理事長要件は、医療法人の運営・管理にとって、かえって桎梏となっているようにも見える。

理事長要件が緩和された類型は、具体的には、(1) 医療法人の承継に関

¹³医療法四六条の三第一項。

するもの¹⁴、(2) 医療機関としての実績を評価されたもの¹⁵、(3) より公益的な医療を提供している医療機関に関するもの¹⁶、などに分類することができる。

仮に、「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係が強度で明確なものであれば、(1) と (2) の類型を認めることはできないはずであるし、(3) の「より公益的な医療を提供している医療機関に関する類型」については、なおさら緩和できないはずだからである。

4 医療法人に関する情報公開の促進

「医療法人に関する情報公開の促進」のための手当の具体的な内容は、大きく二つに分けることができる。

第一は、社団医療法人の「会計情報」に関する開示の整備である。例えば、時価会計や退職給付会計の導入の可否の問題を挙げることができる。情報開示の相手方としては、まずは社団医療法人の「債権者」を念頭に置いたものである。

第二は、「医療の内容に関する情報¹⁷」の提供の促進である。例えば、提供可能な検査や手術などの診療内容・実施件数・治療成績に関する情報を挙げることができる。情報提供の相手方としては、「医療を受ける者」を念頭に置いている。

4.1 会計情報の開示

会計情報の開示をする理由を株式会社と社団医療法人とで比較してみると、次のようになる。

株式会社の場合に会計情報の開示が必要な理由の第一は、社員（株主）に対する利益配分の限度額を定める必要があるからである。限度額を定めるのは、社員（株主）に有限責任という恩典を認める代償として、株式会社に対して一定の財産を必ず維持させるためのものである¹⁸。（基本的に

¹⁴理事長死亡時に子女が医科大学等に在学中・研修中であることを条件とする理事長配偶者の新理事長就任など、第一回検討会・参考資料二九頁に記載された(1)・(2)の例。

¹⁵第一回検討会・参考資料二九頁に記載された(3)・(5)の例。

¹⁶第一回検討会・参考資料二九頁に記載された(4)の例。

¹⁷「医療に影響を与えるような経営内容に関する情報」、例えば、医療の提供を受けている期間中における医療法人の倒産の可能性に関する情報、についても「医療の内容に関する情報」と同様に考えるべきであるが、ここでは取り上げない。

¹⁸江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』三六九頁（有斐閣、二〇〇一）。

は、資産から負債を控除して得た純資産額が資本の額を上回らないと利益の配当ができない。)

理由の第二は、会社債権者にとっての債権が回収できない危険性の判断、社員（株主）にとっての将来のリターンとリスクの予測、といった会社の利害関係人による意思決定の前提となる情報を開示させるためのものである¹⁹。

4.1.1 有限責任を理由とする情報開示

(1) 株式会社の場合に会計情報の開示が必要な理由の第一は、社員（株主）に対する利益配分の限度額を定める必要があるから、というものであった。社員（株主）に対する利益配分の限度額を定めなければならない理由は次のように理解されている。

株式会社の社員には有限責任の恩典が与えられている²⁰。その理由は、(a) 失敗の可能性が高くても社会的に望ましい企業活動を促進する必要があること、(b) 法人の債権者の方が社員（株主）よりもリスクの負担能力が勝る場合があること、などに求められている²¹。

しかし、この有限責任制度は、社会にとって有用な役割を果たす一方で法人の債権者に犠牲を強いている。そこで、有限責任制度を導入する見返りとして、株式会社については、(i) 会社に一定の額の財産を維持させるための資本の制度²²と、(ii) 会計書類の開示制度（会社の債権者を念頭に置いた部分）²³が導入されている。(i) の制度の下で一定の資本を維持させるためには、利益配当の限度額を定める必要が出てくるわけである。

(2) 社団医療法人の場合には、剰余金の配当は禁止されている²⁴ものの、原則として二〇%の自己資本比率を維持することが要求されている²⁵ので、社団医療法人の社員には有限責任の恩典が認められることになる。そうすると、次の項で述べる債権者の意思決定のための会計情報の開示も当然必要になってくる。

¹⁹江頭・前掲注18・三六九頁。

²⁰商法二〇〇条一項。

²¹江頭・前掲注18・二七頁。

²²商法二九〇条、二一〇条三項など。

²³商法二八二条一項・二項、商法二八三条三項、商法特例法一六条二項・三項。

²⁴医療法五四条。

²⁵医療法四一条一項・二項、医療法施行規則三〇条の三四。

4.1.2 利害関係人の意思決定のための情報開示

(1) 株式会社の場合に会計情報の開示が必要な理由の第二は、会社債権者にとっての債権が回収できない危険性の判断や、社員（株主）にとっての将来のリターンとリスクの予測といった、会社の利害関係人による意思決定に必要な情報を開示させるためのものである²⁶。公開会社の場合には、情報開示の相手方として、一番リスクを負担している社員（株主）がまず念頭に置かれている。

(2) 社団医療法人の場合には、剰余金の配当が禁止されているので、短期的には、会計情報²⁷の提供の相手方は、社員ではなく債権者が中心となる。

法人と法人の債権者との間の関係を見たときに、法人が有している営利法人としての性格が強ければ強いほど有限責任制度によって債権者が害される危険性も高くなるという仮定を置くとすれば、社団医療法人に適用される会計基準の水準の下限は、基本的には、「同規模の公益法人の会計基準」と同程度ということになり、上限は、「同規模の閉鎖株式会社の会計基準」と同程度ということになる²⁸。

公益法人に適用される新たな会計基準の案（中間報告）には、連結財務諸表の作成、および、退職給付会計や有価証券の時価評価原則の導入なども提案されている²⁹。社団医療法人についても、社団医療法人の規模に応じて、同様の制度を導入する必要が出てくる。

4.2 医療の内容に関する情報提供の促進

「医療の内容に関する情報」を提供する相手方は、まずは医療を受ける者である。このような情報の提供を促進するのは、医療法人が提供する

²⁶江頭・前掲注18・三六九頁。

²⁷財産目録・貸借対照表・損益計算書が、医療法五二条の規定により、「病院会計準則」（昭和五八年八月二二日医発第八二四号厚生省医務局長通知・平成元年六月一日老健第三五号老人保健福祉部長通知）に準拠して、作成されている。

²⁸最近では、「公会計及び非営利法人会計の分野においても、企業会計における貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を基本とする計算体系を導入すべきであるという意見が強くなってきている」ことに留意する必要がある（公益法人会計基準検討会「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）」（平成一三年一月）の「第二章 公益法人会計の目的」・「2 公益法人会計の目的」の項）。

この公益法人会計基準検討会の中間報告は、同じ箇所で、

「公益法人の財務諸表は、国民又は納税者にとって理解しやすいものである必要があり、特別の理由がない限り企業会計において作成される財務諸表と同様のものとするのが重要であろう。」

と述べている。

²⁹公益法人会計基準検討会・中間報告（前掲注28）を参照。

医療に特有な性質を理由とするものである。具体的には、医療の内容を評価する知識と能力の水準について、医療を受ける者と医療を提供する者の間に大きな格差が存在していることによる。この点を補うために、医療を提供する者には信認義務が課されている。

「医療の内容に関する情報」を医療を受ける者に提供する行為は、この医師・医療法人が負担している信認義務の事前の履行行為として理解することができる。医療を受ける者が医療法人を選択する際に重要な判断要素となるような情報は、医療を受ける者が医療機関に出向く前に可能な限り提供される必要があるからである。

事前に情報が提供されなければならない理由は、一旦医療機関に出向いてしまうと、その後で他の医療機関に変更することはコストのかかるものとなり、出向いた先の医療機関の方が医療を受ける者よりも有利な立場に立ってしまうからである。

それゆえ、医療を受けると仮定した場合において発生するはずの信認義務（情報提供義務）に基づいて提供される情報については、何らかの法規範で限定列挙した事項についてだけ情報提供を許容するという方式を採用のではなく、医師・医療法人の創意工夫をこらした広範囲な情報提供を促進するような手当をすべきである。

そこで、信認義務の内容を具体的に分析して、それに対応してどのような情報が提供されなければならないかという点を検討する。

医師・医療法人（受託者）が患者（委託者・受益者）に対して負担する信認義務の一内容として情報提供義務が課される理由は、三つある³⁰。

第一が、「委託者が自己決定をするための情報提供義務」であり、医療の場合も、最終的な決定権が医療を受ける患者に留保されている。この義務との関連では、患者による複数診断（セカンド・オピニオン）の取得に協力しているか否か、そのために検査データなどを積極的に貸し出しているか否か、といった情報、および、五年生存率や手術中の死亡率などの治療実績に関する情報、さらには、医師別の治療成績の提供などがある。

第二は、「受益者が受託者を監視・監督するための情報提供義務」であり、受託者である医師・医療法人の義務違反を防止する機能を果たすことになる。この義務との関連では、すでに認められている「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨³¹」の情報がこの類型にあたる。

第三は、「受託者である医師・医療法人と受益者である患者との間の信頼関係を育むための情報提供義務」である。「信認関係は、一方が他方の

³⁰詳しくは、樋口範雄「続アメリカ信託法ノート(4)」信託二〇七号九八頁〔九九頁〕(二〇〇一)を参照。なお、信認義務に基づいて秘守義務も発生する。

³¹医療法六九条一項九号。

信頼を受け、信頼を受けた受認者が信頼を預けた人への配慮を最優先させる関係³²」だからである。「医師の略歴、年齢および性別」や「治験に関する事項」はこの類型にあたる。また、第一と第二の機能は、この第三の機能も併せ持っていると言うことができる。

5 結語

どのような法制度も、単に法理論の帰結としてそのような法制度になっているわけではない。法制度も歴史的な背景を背負って存在している。つまり、その法制度が創設された際の様々な事情を前提として、そのような前提の下ではその法制度は妥当なものであった、という関係があったはずである。このことは医療法人制度についても例外ではない。

医療法人制度の利用者である医療を受ける者の意識や要求が変わり、医療技術急速に進歩するようになっている。また、医療法人を新たに設立する際の資金を提供する金融機関などの資金供給能力は低下し、医療を受ける者と医師・医療法人との間の法律関係に関する法理論も発展してきている。

このように、医療法人制度の前提となる事情が急速に変化し、制度の前提が崩れつつある場合には、『見たこともない別の世界で知らぬ苦勞をするよりは、慣れたこの世界で思い煩っていた方がまだましだ』というわけには行かないであろう。制度改善の手当をする必要がある。

(完)

³²樋口・前掲注30・九九頁。